

# 中間前金払制度について

(H25.4.1改訂)

## 1 中間前金払とは

太田市が発注する建設工事であって一定の要件を満たした場合、工事着手時に支払う当初の前金払(請負代金額の4割以内)に加えて、工事半ばで請負代金額の2割以内を追加して支払う前金払です。  
(一定要件)

工期の1/2を経過していること。

工程表により工期の1/2を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の1/2以上の額に相当するものであること。

## 2 対象とする工事

ア 太田市発注の建設工事のうち当初設計金額が300万円以上

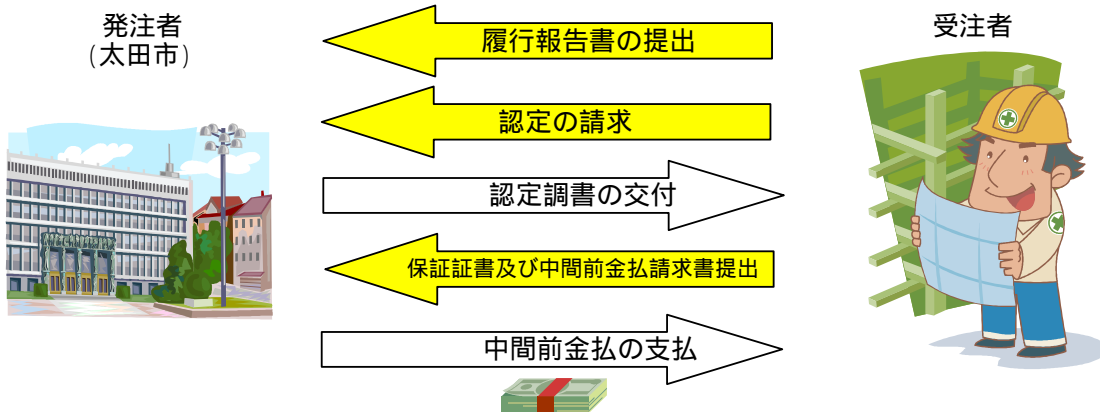
イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する工事

ウ 予定工期60日以上(60日未満は対象外)

## 3 請求及び留意事項

- (1) 上記ア～ウをすべて満たす建設工事であって、上記の一定要件～を満たした場合、中間前金払の請求が出来ます。
- (2) 請負代金額の2/10以内の額の範囲内
- (3) 中間前金払を希望する受注者は、市の認定審査を受けた後に、請求書に保証事業会社の契約保証証書を添付して請求します。
- (4) 契約に当たり中間前金払を選択した場合は、部分払いは行いません。

### 【手続きの流れ図】



## 4 中間前金払制度と太田市建設工事等資金貸付制度との関係

- (1) 中間前金払制度と太田市建設工事等資金貸付制度を併用することができます。

中間前金払制度を先行して利用していただき、その後太田市建設工事等資金貸付制度を利用してください。  
原則として、太田市建設工事等資金貸付制度利用後に、中間前金払制度の利用はできません。

- (2) 貸付限度額は、請負代金額の出来高に100分の90を乗じて得た額(前金払及び部分払のある建設工事については、当該金額から前金払及び部分払の金額を控除した額)とし、その範囲内で貸し付けます。

ただし、その限度額は3,000万円となります。

問い合わせ先: 契約検査課 (直通ダイヤル:0276-47-1817)